

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新旧対照表(案)

2022年5月修正



地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考																																																																																																																																																																																																			
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>																																																																																																																																																																																																				
	<b>第1章 計画の目的</b>	<b>第1章 計画の目的</b>																																																																																																																																																																																																				
	<b>第2節 計画の性格</b>	<b>第2節 計画の性格</b>																																																																																																																																																																																																				
2	<b>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> (略) [南海トラフ地震防災対策推進地域] 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の54市町村(平成26年3月28日現在)である。 <u>(追加)</u>	<b>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> (略) [南海トラフ地震防災対策推進地域] 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の54市町村(平成26年3月28日現在)である。 <u>[南海トラフ地震防災対策特別強化地域]</u> <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町(平成26年3月28日現在)である。</u> <u>豊橋市、田原市、南知多町</u>	表記の整理																																																																																																																																																																																																			
	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>																																																																																																																																																																																																				
	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>																																																																																																																																																																																																				
15	<b>4 活断層に関する調査研究</b> (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価 [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)]	<b>4 活断層に関する調査研究</b> (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価 [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]	調査結果の 時点更新																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th rowspan="2">我が国の主な 活断層における 相対的評価<sup>(注4)</sup></th> <th colspan="3">地震発生確率<sup>(注1)</sup></th> <th rowspan="2">地震後 経過率<sup>(注2)</sup></th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>色</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">愛知県</td> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯)<sup>(注3)</sup></td> <td rowspan="6">びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000年~12,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~6%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>約40,000年程度 約14,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)<sup>(注3)</sup></td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岐阜県</td> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td rowspan="4">いせわんだんそうたい</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>活断層ではないと判断される。</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>	地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期	色	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) <sup>(注3)</sup>	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度 不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約40,000年程度 約14,000年前頃	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注3)</sup>	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	岐阜県	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	いせわんだんそうたい	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前	岐阜-一宮断層帯	不明							岐阜-一宮断層帯	不明							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th rowspan="2">我が国の主な 活断層における 相対的評価<sup>(注4)</sup></th> <th colspan="3">地震発生確率<sup>(注1)</sup></th> <th rowspan="2">地震後 経過率<sup>(注2)</sup></th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>色</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">愛知県</td> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯)<sup>(注3)</sup></td> <td rowspan="6">びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000~12,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明<sup>(注5)</sup></td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~6%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200~14,000年 約7,600年前~5,400年前</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>約40,000年程度 約14,000年前頃</td> </tr> <tr> <td>厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)<sup>(注3)</sup></td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岐阜県</td> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td rowspan="4">いせわんだんそうたい</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>活断層ではないと判断される。</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>	地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期	色	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) <sup>(注3)</sup>	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度 不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前~5,400年前	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約40,000年程度 約14,000年前頃	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注3)</sup>	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	岐阜県	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	いせわんだんそうたい	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前	岐阜-一宮断層帯	不明							岐阜-一宮断層帯	不明						
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)						よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>		平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																																					
		色	30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																	
愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) <sup>(注3)</sup>	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度 不明																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約40,000年程度 約14,000年前頃																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注3)</sup>		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明																																																																																																																																																																																													
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前																																																																																																																																																																																													
岐阜県	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	いせわんだんそうたい	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前																																																																																																																																																																																													
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前																																																																																																																																																																																													
	岐阜-一宮断層帯		不明																																																																																																																																																																																																			
	岐阜-一宮断層帯		不明																																																																																																																																																																																																			
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>	地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																																													
					色	30年以内	50年以内			100年以内																																																																																																																																																																																												
愛知県	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (厚風山断層帯) <sup>(注3)</sup>	びょうぶやま・えなさん-さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度 不明																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明 <sup>(注5)</sup>	不明																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前~5,400年前																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約40,000年程度 約14,000年前頃																																																																																																																																																																																													
	厚風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注3)</sup>		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明																																																																																																																																																																																													
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前																																																																																																																																																																																													
岐阜県	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	いせわんだんそうたい	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前																																																																																																																																																																																													
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね6,000年前~5,000年前																																																																																																																																																																																													
	岐阜-一宮断層帯		不明																																																																																																																																																																																																			
	岐阜-一宮断層帯		不明																																																																																																																																																																																																			
	<u>(追加)</u>	なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。																																																																																																																																																																																																				
	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>																																																																																																																																																																																																				
	<b>第1節 防災の基本理念</b>	<b>第1節 防災の基本理念</b>																																																																																																																																																																																																				

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考											
16	「 <u>日本の元気を暮らしの豊かさに</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。	「 <u>暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。	あいちビジョン2030の反映											
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>												
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>												
21	<b>3 指定地方行政機関</b> 表中 機関名：東海財務局 内容 欄 (6) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。	<b>3 指定地方行政機関</b> 表中 機関名：東海財務局 内容 欄 (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。	表記の整理											
22	機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>及び</u> 指導を行う。	機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う。												
25	機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>(追加)</u> <u>ア</u> 情報連絡員(リエゾン)等及び(略) <u>イ</u> 緊急車両の通行を確保するため(略)	機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>ア</u> <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ</u> 情報連絡員(リエゾン)等及び(略) <u>ウ</u> 緊急車両の通行を確保するため(略)												
29	<b>5 指定公共機関</b>	<b>5 指定公共機関</b>	指定公共機関の追加に伴う修正											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名		内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>
機関名	内容													
ソフトバンク株式会社	(略)													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>													
機関名	内容													
ソフトバンク株式会社	(略)													
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対</u>													

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
		<p><u>応ずる。</u>  <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p>	
	一般社団法人日本建設業連合会 (略)	一般社団法人日本建設業連合会 (略)	
<b>第2編 災害予防</b>		<b>第2編 災害予防</b>	
<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>		<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	
34	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b>                  (2) 防災ボランティア活動の支援                  ア ボランティアコーディネーターの確保                  行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b>                  (2) 防災ボランティア活動の支援                  ア ボランティアコーディネーターの確保  <u>県及び市町村は</u>、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	表記の整理
35	<p><b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b>                  (1) ボランティアの受入体制の整備                  イ 県及び市町村は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p><b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b>                  (1) ボランティアの受入体制の整備                  イ 県及び市町村は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、<u>広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>	表記の整理
<b>第3節 企業防災の促進</b>		<b>第3節 企業防災の促進</b>	
37	<p><b>2 県（経済産業局、防災安全局、建設局）、市町村及び商工団体等における措置</b>                  ◆ 附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（一色漁港）」</p>	<p><b>2 県（経済産業局、防災安全局、建設局）、市町村及び商工団体等における措置</b>                  ◆ 附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（<u>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港</u>・一色漁港）」</p>	表記の整理
<b>第2章 建築物等の安全課</b>		<b>第2章 建築物等の安全課</b>	
<b>第2節 交通関係施設等の整備</b>		<b>第3節 交通関係施設等の整備</b>	
43	<p><b>3 交通安全対策</b>  <u>(3) 可搬式信号機</u>  <u>信号柱が倒壊した場合などに (略)</u>  <u>(4) 交通情報収集・提供機器</u>  <u>(5) 交通規制用資機材</u></p>	<p><b>3 交通安全対策</b>  <u>(削除)</u>  <u>(3) 交通情報収集・提供機器</u>  <u>(4) 交通規制用資機材</u></p>	表記の整理 (廃棄処分完了のため)
49	<p><b>7 通信施設</b>                  ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社<u>名古屋</u>支店」</p>	<p><b>7 通信施設</b>                  ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社<u>東海</u>支店」</p>	表記の整理
53	<b>8 農地及び農業用施設</b>	<b>8 農地及び農業用施設</b>	「防災重点

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>(2) ため池等の整備 (略) また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 ◆ 附属資料第1「防災重点ため池」</p>	<p>(2) ため池等の整備 (略) また、防災重点<u>農業用</u>ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 ◆ 附属資料第1「防災重点<u>農業用</u>ため池」</p>	<p>農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理</p>
	<p><b>第4節 文化財の保護</b></p>	<p><b>第4節 文化財の保護</b></p>	
54	<p><b>2 平常時からの対策</b> (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財<u>防災</u>台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、<u>防災</u>台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名  イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）  ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）  エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図 (2) 文化財<u>防災台帳（非常災害時以外は非公表）</u>を県下3箇所<sup>1</sup>に配備し、大規模災害時に備える。</p>	<p><b>2 平常時からの対策</b> (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財<u>レスキュー</u>台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、<u>文化財レスキュー</u>台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・<u>変更履歴・所有者住所</u> イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、<u>構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他</u>） ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、<u>所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他</u>） エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・<u>写真</u> (2) 文化財<u>レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し</u>、大規模災害時に備える。</p>	<p>文化財防災台帳の整備更新に伴う修正</p>
	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	
	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p>	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p>	
65	<p>表中 機関名：県 主な措置 欄 2 (6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>防災航空隊の設置</u></p>	<p>表中 機関名：県 主な措置 欄 2 (6) 防災ヘリコプターの導入及び<u>ヘリコプターを用いた活動体制の整備</u></p>	<p>ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。（地方自治法第252の14による。以下同様。）</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	
70	<b>2 県 (防災安全局) における措置</b> (6) 防災ヘリコプターの導入及び <b>防災航空隊の設置</b> ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、 <b>防災航空隊を設置する。</b> イ <b>防災航空隊</b> は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、 <b>24時間勤務体制とする。</b>	<b>2 県 (防災安全局) における措置</b> (6) 防災ヘリコプターの導入及び <b>ヘリコプターを用いた活動体制の整備</b> ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、 <b>名古屋市に地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」を行う。</b> イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる <b>体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。</b>	
71	<b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <b>電気</b> 通信事業者は、(略)	<b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理
74	<b>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (3) 広域連携、民間連携の促進 イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>相手方 一般社団法人愛知県産業<b>廃棄物</b>協会 (平成 17 年 4 月 1 日付け)</li> </ul> ◆ 附属資料第 15 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 (県対県産業 <b>廃棄物</b> 協会)」	<b>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (3) 広域連携、民間連携の促進 イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>相手方 一般社団法人愛知県産業<b>資源循環</b>協会 (平成 17 年 4 月 1 日付け)</li> </ul> ◆ 附属資料第 15 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 (県対県産業 <b>資源循環</b> 協会)」	表記の整理
	<b>第 7 章 避難行動の促進対策</b>	<b>第 7 章 避難行動の促進対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
76	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <b>避難情報</b> を発令する。	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
76	区分 第 1 節 津波警報や避難 <b>指示 (緊急) 等</b> の情報伝達体制の整備 第 3 節 避難 <b>勧告等</b> の判断・伝達マニュアルの作成	区分 第 1 節 津波警報や避難 <b>情報</b> の情報伝達体制の整備 第 3 節 避難 <b>情報</b> の判断・伝達マニュアルの作成	表記の整理
	<b>第 3 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>	<b>第 3 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
78	<b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b>	<b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b>	避難情報に関

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	(1) マニュアルの作成 エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる (略) (ア) (略) (イ) (略) <u>(追加)</u>	(1) マニュアルの作成 エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる (略) (ア) (略) (イ) (略) <u>(ウ) 津波災害警戒区域 (令和元年7月30日愛知県建設局指定) における浸水想定区域</u>	するガイドライン (内閣府) P94の記載に合わせるため
	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
84	県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 ウ 個別避難計画の作成 (イ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。	県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、 <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。 ウ 個別避難計画の作成 (イ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、 <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。	児童委員の追記(防災基本計画の表記と統一)
85			表記の整理
	<b>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	
	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>	
87	<b>1 市町村における措置</b> (2) 防火対象物の防火体制の推進 市町村は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、 <u>その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた</u> 震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)	<b>1 市町村における措置</b> (2) 防火対象物の防火体制の推進 市町村は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)	表記の整理
	<b>第10章 津波等予防対策</b>	<b>第10章 津波等予防対策</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
91	表中	表中	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

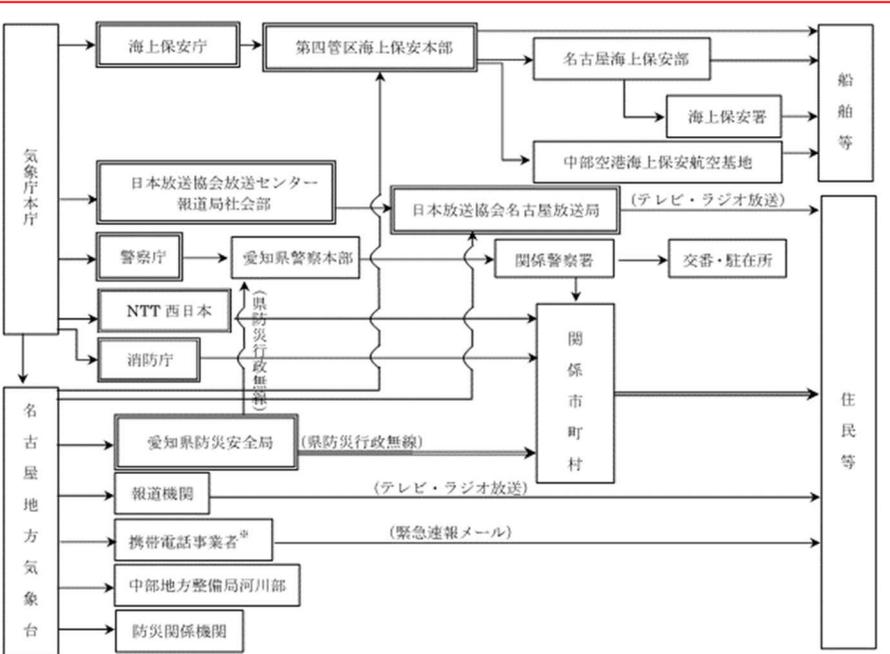
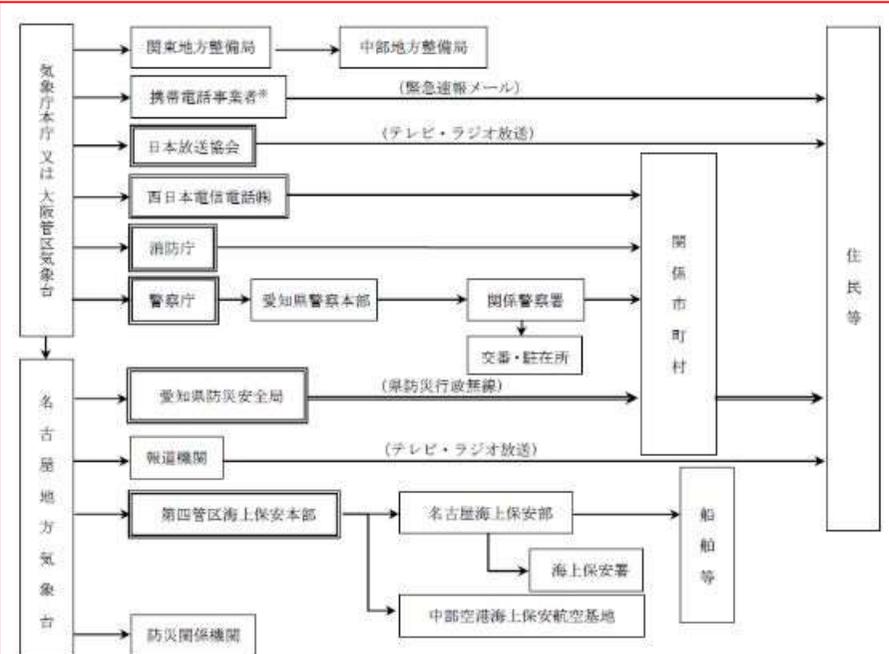
頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	区分 第1節 津波対策に係る地域の指定等 機関名 県、関係市町村 1 津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定 <u>(追加)</u>	区分 第1節 津波対策に係る地域の指定等 機関名 県、関係市町村 1 津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定 <u>3 津波避難対策特別強化地域の指定</u>	
	<b>第2節 津波防災体制の充実</b>	<b>第2節 津波防災体制の充実</b>	
94	<b>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</b> <u>(追加)</u>	<b>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</b> <u>(3) 市町村長は、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	津波防災地域づくりに関する法律 第71条第3項に基づく修正
	<b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b>	
	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	
98	<b>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	<b>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理
	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	
100	<b>県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校、 <u>防災啓発施設</u> 及び公園として活用する。 <u>(追加)</u>	<b>県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b> 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。 <u>当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支</u>	愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画の修正に伴う修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
		<u>援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u>	
	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	
104	<b>4 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</b>	<b>4 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校管理者における措置</b>	表記の整理
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
105	<b>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難 <u>勧告等</u> の発令時にとるべき行動 (略)	<b>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難 <u>情報</u> の発令時にとるべき行動 (略)	表記の整理
106	(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
107	<b>1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</b>	<b>1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校等管理者における措置</b>	表記の整理
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	
118	<b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置</b> (3)市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 市町村立小・中学校等児童生徒分 県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	<b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置</b> (3)市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 市町村立学校児童生徒分 県立学校、私立学校等児童生徒分	市町村立特別支援学校分については、市町村が負担することとなっているため。
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
120	表中 第1節 津波警報等の伝達 機関名：気象庁及び名古屋地方気象台 主な措置 欄	表中 第1節 津波警報等の伝達 機関名：気象庁及び名古屋地方気象台 主な措置 欄	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	1(1) 津波警報等の発表及び伝達 1(2) 地震に関する情報等発表及び伝達	1(1) 津波警報等の発表及び伝達 1(2) 地震に関する情報等 <del>の</del> 発表及び伝達	
	<b>第1節 津波警報等の伝達</b>	<b>第1節 津波警報等の伝達</b>	
121	<p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p><u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u></p> <p><u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p>	表記の整理 （気象庁HPの内容に統一）

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
123	<p><b>6 津波警報等情報の伝達</b>                      (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。                      注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p><b>6 津波警報等情報の伝達</b>                      (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。                      注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先の見直しに促った修正</p>
	<p><b>第2節 避難の指示</b></p>	<p><b>第2節 避難情報</b></p>	
124	<p><b>1 市町村における措置</b>                      (2) 知事等への助言の要求                      市町村長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p><b>1 市町村における措置</b>                      (2) 知事等への助言の要求                      市町村長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第3節 住民等の避難誘導等</b></p>	<p><b>第3節 住民等の避難誘導等</b></p>	
127	<p><b>1 住民等の避難誘導等</b></p>	<p><b>1 住民等の避難誘導等</b></p>	<p>児童委員の</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	(略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	(略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・ <u>児童委員</u> や地域住民と連携して行うものとする。	追記 (防災基本計画の表記と統一)
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	
129	<b>1 市町村における措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u> 県防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災、災害即報要領 (略)	<b>1 市町村における措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり、</u> 市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で <u>安否不明者</u> ・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災、災害即報要領 (略)	防災情報システムの改修更新に伴う修正  「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
130	<b>2 県(防災安全局、関係局)の措置</b> (7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 (略) また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 <u>(追加)</u>	<b>2 県(防災安全局、関係局)の措置</b> (7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 (略) また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 <u>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。</u> <b>◆ 附属資料第15「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」</b>	「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
133	<b>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</b> 図中 伊勢湾排出油等防除協議会 <u>(追加)</u>	<b>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</b> 図中 伊勢湾排出油等防除協議会 <u>三河湾排出油等防除協議会</u>	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<b>第2節 通信手段の確保</b>	<b>第2節 通信手段の確保</b>	
135	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p><u>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</u>  災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市役所及び町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、東三河総局・県民事務所等（方面本部）、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用  (略)</p> <p>(8) 放送の依頼  (略)</p> <p>(9) 県防災情報システムの使用  (略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 電話・電報施設の優先利用  (略)</p> <p>(7) 放送の依頼  (略)</p> <p>(8) 県防災情報システムの使用  (略)</p>	設備廃止（ku-1ch）に伴う修正
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	
145	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>(6) 連絡要員の派遣  自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</p>	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>(6) 連絡要員の派遣  自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、<u>又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは</u>、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</p>	表記の整理
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
150	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等  表中</p> <p>3 広域防災活動拠点  要件 施設整備の記載内容  「倉庫等 宿泊施設」</p>	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等  表中</p> <p>3 広域防災活動拠点  要件 施設整備の記載内容  「倉庫等 <u>できれば</u>宿泊施設」</p>	表記の整理
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
153	○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置し</u> 、防災ヘリコプターを活用する。	○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
153	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動 <u>調整</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
153	表中 第3節 航空機の活用 機関名：県 主な措置 欄 2(1)防災ヘリコプターの出動	表中 第3節 航空機の活用 機関名：県 主な措置 欄 2(1)防災ヘリコプターの出動 <u>調整</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>	
154	<b>3 県（防災安全局）における措置</b> (略) <u>(追加)</u>	<b>3 県（防災安全局）における措置</b> (略) <u>(4) ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市町村、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。</u>	ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の位置づけを整理
	<b>第3節 航空機の活用</b>	<b>第3節 航空機の活用</b>	
157	<b>2 愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局）における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。 ア 活動内容 <u>防災航空隊は</u> 、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。 (略) イ 災害発生等による出動 <u>知事は</u> 、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるとき	<b>2 愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局） <u>及び名古屋市（消防航空隊）</u> における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。 ア 活動内容 ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 (略) イ 災害発生等による出動 県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<p>は、防災ヘリコプターを出動させる。            ウ 市町村等の要請による出動  <u>知事は</u>、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。            （略）  <u>（追加）</u></p> <p><u>エ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>防災航空隊は</u>、<u>名古屋市消防航空隊及び</u>近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>（ア）本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。</p> <p>（2）市町村等における措置            市町村長等は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ<u>県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事に提出するものとする。</u></p>	<p>ヘリコプターを出動させる。            ウ 市町村等の要請による出動            市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。            （略）  <u>エ 事務委託</u>  <u>ア～ウの措置は</u>、<u>地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u>  <u>オ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>県は</u>、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>（ア）本県の防災ヘリコプター<u>及び名古屋市の消防ヘリコプター</u>が点検整備等で緊急運航できないとき。</p> <p>（2）市町村等における措置            市町村長等は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。</p>	
	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b></p>	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b></p>	
	<p><b>第1節 消防活動</b></p>	<p><b>第1節 消防活動</b></p>	
162	<p><b>2 消防団における措置</b>            （1）消防団は地域に密着した防災機関として、（略）            オ 避難方向の指示            避難の指示・<u>勧告</u>がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。</p>	<p><b>2 消防団における措置</b>            （1）消防団は地域に密着した防災機関として、（略）            オ 避難方向の指示            避難の指示<u>等</u>がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。</p>	表記の整理
	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	<p><b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	
	<p><b>第1節 医療救護</b></p>	<p><b>第1節 医療救護</b></p>	
171	<p><b>11 医薬品その他衛生材料の確保</b>            （6）県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプター<u>を</u>出動<u>させる</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、</p>	<p><b>11 医薬品その他衛生材料の確保</b>            （6）県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプター<u>の</u>出動<u>を調整する</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請</p>	ヘリコプターの運航を名古屋市

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	医薬品等の空輸を行う。	して、医薬品等の空輸を行う。	に事務委託したため。
171	<b>1 2 血液製剤の確保</b> (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを <b>出動させる</b> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	<b>1 2 血液製剤の確保</b> (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプター <b>の出動を調整する</b> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
183	<b>1 中部地方整備局における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <b>ものとする</b> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	<b>1 中部地方整備局における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として <b>区間を指定して</b> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	表記の整理
186	<b>5 名古屋高速道路公社における措置</b> (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア <b>次により路上及び路下の点検を実施し</b> 、被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	<b>5 名古屋高速道路公社における措置</b> (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	表記の整理
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
199	<b>1 市町村における措置</b> (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	<b>1 市町村における措置</b> (4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ <b>児童委員</b> 、(略)	児童委員の追記(防災基本計画の表記と統一)
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
205	<b>1 市町村における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省( <b>政策統括官</b> )に要請を行うことができる。(略)	<b>1 市町村における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省( <b>農政局長</b> )に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
215	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名： <u>電気</u> 通信事業者、移動通信事業者	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	<b>第5節 下水道施設対策</b>	<b>第5節 下水道施設対策</b>	
220	<b>下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置</b> (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、終末処理場 (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略) (2) 応援要請 愛知県独自では対応が（中略）中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。 <u>(追加)</u>	<b>下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置</b> (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、終末処理場 (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略) (2) 応援要請 愛知県独自では対応が（中略）中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。 <b>◆ 附属資料第15「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」</b>	表記の整理
	<b>第6節 通信施設の応急措置</b>	<b>第6節 通信施設の応急措置</b>	
220	<b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> (略) <b>◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社名古屋支店」</b>	<b>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> (略) <b>◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社東海支店」</b>	表記の整理
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>	
	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	
230	<b>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</b> (2) 応援協力の要請 <b>◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県、名古屋市対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・愛知建設組合・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」</b>	<b>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</b> (2) 応援協力の要請 <b>◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県、名古屋市対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・県建築組合連合会・愛知建設組合・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」</b>	関係機関の整理
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
232	機関名：県	機関名：県	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>○ 教科書等の給与 (県立学校)</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	
232	<p>機関名：市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>○学用品の給与</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	<p>機関名：市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>○ 教科書等の給与 (市町村立学校)</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	表記の整理
232	<p>機関名：私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	<p>機関名：私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象警報等の把握・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休業等の措置</li> <li>○ 教育施設の確保</li> </ul> </li> <li>○ 避難の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員の確保</li> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> <li><u>○ 教科書等の給与 (私立学校等)</u></li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul> </li> </ul>	表記の整理
<b>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>		<b>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	
233	<p><b>県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置</b></p> <p>(1) 津波警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校等 (略) イ 市町村立学校等 (略) ウ 国立私立学校等</p>	<p><b>県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置</b></p> <p>(1) 津波警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市町村立学校 (略) ウ 国立・私立学校</p>	表記の整理
<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>		<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	
235	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与</p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立小・中学校等の児童及び生徒に対して (略)	市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立学校の児童・生徒に対して (略)	
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	
	<b>災害廃棄物処理対策</b>	<b>災害廃棄物処理対策</b>	
242	1 県（環境局）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」	1 県（環境局）における措置 (1) 連絡調整及び支援・協力の実施 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業資源循環協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」	表記の整理
243	(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略)	(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略)	
	<p style="text-align: center;"><b>災害時の支援体制</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>災害時の支援体制</b></p>	
	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	
	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	
257	<b>4 避難対策等</b> (1) 地域住民等の避難行動等 市町村は、(略) 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について避難勧告等により事前の避難を促す。	<b>4 避難対策等</b> (1) 地域住民等の避難行動等 市町村は、(略) 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について避難指示等により事前の避難を促す。	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2021年7月修正)	修正 (2022年5月修正予定)	備考
	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合の対応</b>	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合の対応</b>	
261	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分 地震発生等から最短で2時間	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分後 地震発生等から最短で2時間後	表記の整理
	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	
	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
11	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：電気通信事業者、移動通信事業者	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	
14	7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置  ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社名古屋支店」	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置  ◆ 附属資料第4「西日本電信電話株式会社東海支店」	表記の整理
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
	<b>第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	<b>第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	
35	6 通信事業者における措置 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況	6 通信事業者における措置 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況	表記の整理